

(4) 学長選考・監察会議**① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

学長選考・監察会議は、国立大学法人法第12条第2項に則り整備された国立大学法人上越教育大学学長選考・監察会議規則に基づき、次のとおり学長の選考等に関する事項を審議する。

- i) 学長選考基準の作成等に関する事項
- ii) 学長候補者の選考に関する事項
- iii) 学長の任期に関する事項
- iv) 学長の業務執行状況の確認に関する事項
- v) 学長の解任に関する事項
- vi) その他学長の選考等に関する事項

イ 組織の構成及び構成員等

学長選考・監察会議は、経営協議会の学外委員から選出された委員3人及び教育研究評議会から選出された委員3人（学長及び理事である評議員を除く。）で組織されている。

② 運営・活動の状況**ア 委員会等の開催状況**

令和6年度は、4回（第61回～第64回）開催した。

イ 審議された主な事項

審議事項は、①議長の選出、②議長の職務を代行する者の指名、③令和7年3月31日任期満了に伴う学長選考実施要領等、④学長候補適任者の調査及び絞込み、⑤質問事項の作成、⑥学長候補者選考等に係る日程、⑦ヒアリングの実施手順、⑧学長候補者の選考、⑨学長への選考結果報告、⑩学長候補者への就任交渉、⑪学長の業務執行状況の確認、⑫学長選考に係る今後の検討課題 等であった。

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

電子投票システム「e投票」を導入し、意向聴取の実施に備えた。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

令和7年3月31日任期満了に伴う学長選考を遺漏なく実施した。実施に際し、投票の効率化を図るため、電子投票システムを導入した。

また、令和7年3月31日任期満了に伴う学長選考における課題を取りまとめた。令和7年度の学長選考・監察会議において、改善の取組を行う。